

状態監視・診断システムにおける状態監視項目の見直しに関する事項

改正規則

機関予防保全設備規則

改正事項

状態監視・診断システムにおける状態監視項目の見直しに関する事項

改正理由

本会は、機関区域の無人化設備等の登録を希望する船舶に対して適用される規則として、自動化設備規則を定めており、同規則では、機関の異常状態として警報すべき検知項目を規定している。

一方、本会は、主推進機関等の総合的な予防保全を行うための状態監視・診断装置について、その標準となる要件を定めることを目的として、1994年に設備登録の申込みのあった場合に適用される機関予防保全設備規則を制定している。同設備規則では、予防保全を行うに当たり本会が必要と考える一般的な状態監視・診断に関する要件として、自動化設備規則で要求される機関の異常状態の検知項目に加え、予防保全の観点から必要と考えられる項目について状態監視を要求している。

近年では電子制御ディーゼル機関等の新設計機器の採用が進む中、自動化設備規則で要求される異常状態の検知項目は適宜見直しを行っており、機関予防保全設備規則において状態監視・診断機能として要求される状態監視センサー項目についても、当該異常状態の検知項目に対応する必要があると考える。

今般、自動化設備規則を参考に関連規定を改めた。

改正内容

- (1) ディーゼル主機に要求される状態監視センサー項目として、排ガスの各過給機入口及び出口温度並びに燃料油用共通蓄圧器の圧力等を追加した。
- (2) その他、ディーゼル主機、蒸気タービン主機及び発電機駆動用原動機に要求される状態監視センサー項目を改めた。